

未登記建物納税義務者変更申告書について

- 印鑑は実印を押印してください。
- 変更事由が相続の場合、旧納税義務者の押印は必要ありません。

変更事由別添付文書

◎ 相続

- ・ 相続関係書類一式（遺産分割協議書、特別受益証明書など・写し可）
- ・ 相続人系統図又は法定相続情報一覧図の写し
- ・ 新納税義務者の住所確認できるもの（住民票など・法人の場合は商業登記簿など ※桑名市に住所がある方は必要ありません）（写し可）
- ・ 相続人全員の印鑑証明書（写し可）

※相続人系統図が司法書士作成のものでない場合は下記の書類が必要です。

① 相続人系統図

② 被相続人の出生から亡くなるまでの戸籍全部

①、②は法定相続情報一覧図の写しがあれば必要ありません。

③ 相続人系統図に名前が記載されている相続人の戸籍謄本

◎ 売買

- ・ 売買契約書（写し可）
- ・ 旧納税義務者の印鑑証明書（写し可）
- ・ 新納税義務者の住所確認できるもの（住民票など・法人の場合は商業登記簿など ※桑名市に住所がある方は必要ありません）（写し可）

◎ 贈与

- ・ 贈与証書（写し可）
- ・ 旧納税義務者の印鑑証明書（写し可）
- ・ 新納税義務者の住所確認できるもの（住民票など・法人の場合は商業登記簿など原本 ※桑名市に住所がある方は必要ありません）（写し可）

◎ 遺贈

- ・ 遺言書（写し可）
- ・ 遺言者（旧納税義務者）の死亡を証する除籍謄本（写し可）
- ・ 受贈者（新納税義務者）の住所確認できるもの（住民票など・法人の場合は商業登記簿など原本 ※桑名市に住所がある方は必要ありません）（写し可）

◎ 代物弁済、交換など

- ・ その事実を証明する書類（写し可）
- ・ 旧納税義務者の印鑑証明書（写し可）
- ・ 新納税義務者の住所確認できるもの（住民票など・法人の場合は商業登記簿など原本 ※桑名市に住所がある方は必要ありません）（写し可）